

# 連絡会ニュース

憲法・教育基本法  
を守る品川連絡会  
連絡先 都教組品川支部  
TEL (5498) 2381  
2004年7月20日

## 第1回役員会で今後の活動について確認

7月1日、結成総会后、最初の役員会を行いました。参加者は佐貫会長、野中副会長、宮脇副会長、原事務局長、矢沢事務局次長、内田幹事の6人でした。教育基本法をめぐる情勢について中教審答申や政府与党の検討結果等について学習し、7月からの活動について論議し確認しました。

### 確認事項

#### 1. 学習・宣伝活動について

◇ビデオ「生かそう教育基本法（16分）」の普及

教育基本法全国ネットワークが作成したビデオです。1本600円。連絡会として、とりあえず10本購入し希望団体・個人に普及していきます。直接購入する場合は全国ネットワーク（TEL5211-0133）に注文してください。

◇ホームページの作成

品川の子育て・教育関係団体の合同ホームページとして「品川子育て教育ホーム」を作成し、情報交換や意見交流の場となるように計画を進めていきます。連絡会もこの構成団体として常に情報を発信できるようにしていきます。「品川子育て教育フォーラム」のホームページのトップは <http://scef.es2.jp/> です。ここから、私たちの会のページに入れます。掲示板も設置してありますので、ご意見をお寄せください。

◇学習・交流集会について

9月の下旬に学習・交流集会を開きたいと思っています。今回は教育基本法とその精神が生かされた教育とはどんな教育かというテーマで学習・交流を行っていきたくて考えています。ご意見をお寄せ下さい。

#### 2. 要求運動について

◇教育基本法改悪反対の全国署名に取り組みます。署名用紙は都教組品川支部にありますのでよろしくお願ひします。

◇教育基本法改悪反対の意見書を国に上げることを求める区議会誓願署名に取り組みます。署名の内容、取り組み時期などについては次回役員会で検討します。

◇都がおこなっている「国旗・国歌」強制・教職員の大量処分について連絡会としてどう取り組むか検討していきます。ご意見をお寄せ下さい。

◇4月に行った入学おめでとうピラ配布に対する区の介入・攻撃に連絡会としてどう取り組むか検討していきます。ご意見をお寄せ下さい。

#### 3. 連絡会の拡大について

幅広い団体・個人に参加してもらい大きな運動をつくっていくにはどうしたらいいか、毎回話し合っています。当面、品川区職労、婦民再建、「日の丸・君が代」の押しつけに反対する会、品川平和委員会などに加入していただくように要請します。

また、多くの区民に参加を呼びかけていきます。

#### 次回役員会

7月29日（木）7寺より 都教組品川支部事務所  
TEL (5498) 2381 FAX (5498) 2382 ホームページ掲示板でも可  
役員の方は出欠のお返事を25日までをお願いします。

会長の佐貫さんから、以下の論文が寄稿されています。お読みください。

### 与党「中間報告」に見る教育基本法改正のねらい

憲法・教育基本法を守る品川連絡会会長 法政大学教授 佐貫浩

6月16日、自民党、公明党の与党で構成する「教育基本法改正協議会」が「中間報告」をまとめて発表しました。そこには教育基本法改正のねらいが、鮮明に浮かび上がっています。その要点を紹介してみましょう。

#### (一) 教育の目的を変更

現行の教基法の核心である、教育の目的規定「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた国民の育成」を削除しようとしています。これは、戦争反省を経て、国家のための教育から人間のための教育、そして国家に従う人間から平和的な国家を自分の手で主体的に作る主権者（「平和的な国家及び社会の形成者」）の教育への180度の転換を、否定しようとするものといわざるをえません。

#### (二) 「愛国心」の明記と強制

今回の改正の最大のねらいは「愛国心」を書き込むことにあります。どう表現するかはまだ固まっていないようですが（「国を愛し」か「国を大切にし」か）、意図は明白です。これは、今東京都で国旗・国歌の暴力的な強制（従わないものへの処分の連発）を、教基法によっても合理化するねらいがあります。しかし民主主義国家（権力）は、国民に自分を愛しろという強制を行ってはならないことは大原則で、それは国民から自主的判断力を奪うことを意味します。国民に、政

府批判の自由を保障し、もっとよい政治を国民が常に考え続けることを保障することこそ、真の意味での国民の愛国心を励ます基本的な方法なのです。「平和的な国家及び社会の形成者」（教基法）を育てることこそ、真の民主主義的な、そして平和を実現する真の「愛国者」を育てる筋道であり、すでにそのことは教基法に明示されているのです。

（三）現行法は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならない」と書かれているのに対して、「国民は能力に応じた教育を受ける機会を与えられ」と変えようとしています。これは大問題です。なぜなら、「ひとしく、能力に応じる」と書かれていることで、この条項は、すべての子どもが、発達権、学習権の実現を目的として、ひとしく、その発達の必要に応じて（＝その能力に応じる教育を）、教育を受ける権利を有すると理解されてきたからです。ここから障害児にも、その発達の必要に応じる手厚い教育が必要だという論理が導き出されてきたのです。「能力に応じて」は「ひとしく」という文言があることで、それぞれの能力を発達させるに相応しいという風に、教育学と人権の観点から解釈されるようになってきているのです。もしそれを取り払うならば、能力に応じて、優れたものは高い教育を、能力のないものは程々にという差別教育を容認する規定になる可能性があります。今、文科省は、学校の格差化、複線化を推進しつつありますがその政策を支える規定を教基法に持ち込もうとしているのです。

（四）学校規律を守る生徒の義務？「学校教育における学習者の責務」？

学校教育のところでは「規律を守り、真摯に学習する態度は、教育上重視されること」という規定を持ち込もうとしています。しかしそもそも教基法は、生徒の学習権、発達権をこそ明確にするべきものであって、そのための国家の義務をこそ明記すべきものです。財界や与党のなかには、そもそも義務教育とは、国家を支えることの出来る能力を身に付ける国民の義務だという主張すら登場しているなかで、権利としての学習の観念を後退させ、学校の統制的で管理主義的な秩序に、「教基法」を持ち出して子どもを従わせようという発想は、まったく本末転倒というべきものです。

（五）教育への「不当な支配」の禁止をなくする

現行の第10条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と書かれています。それは、教育に対する国家の「不当な支配」によって侵略戦争へと国民が動員されていったことへの根本的な反省から規定されたものです。ところが改正案では、「教育行政は不当な支配に服することなく」と書かれています。これは全くの欺瞞というか、根本的な書き換えです。教育行政こそ国家の不当な支配の直接の窓口になってきたのです。その教育行政に、他からの干渉に影響されないで（親や住民や教員組合などからの不当な支配に妨げられず）、方針を貫けということになっているのです。国家や教育行政が不当な支配の対象に含まれることは最高裁判決でも認めてきたことです。不当な支配を禁止されているのが何よりも教育行政や国家なのです。その教育行政に、＜不当な支配に煩わされないでやれ＞という規定は、現行の教基法の規定とまったく異なった、正反対のものなのです。こんなこ

とを平気で書き込む神経にはあきれかえるといわざるを得ません。（「中間報告の」コメントのこの「不当な支配に服することなく」については適切な表現に変えることが示されていますが、表現はどうあれ、ここに述べた趣旨は、変わりません。）

（六）「教育振興基本計画」

5年程度毎に「教育振興基本計画」を政府が作って、それに基づく予算措置を確保し、強力な教育行政を遂行していくために、教基法にその根拠規定をおくことを、教育法改正の目玉としています。しかしそれは教基法を変質させる策略ともいべきものです。この「教育振興基本計画」なるものは、閣議決定すればそれで正式決定されるものです。議会の審議も経らないのです。そして数年ごとに政府が決定する内閣の方針が、教基法に根拠をおく「計画」だということで権威化され、現場に直接押しつけられていくことになるのです。しかも中教審答申に付された「教育振興基本計画案」によると、学力テストをおこなうとか、習熟度別授業を推進するとか、心の教育（道徳教育）を推進するとかを含んで、教育内容におよんだ詳細な計画になっており、これではますます国による教育内容への統制と干渉を深めるものとならざるをえません。教育振興基本計画に関する規定を組み込むということは、教基法を、教育の実現のための国が指針とすべき教育理念を定めた準憲法から、政府が数年ごとに策定する一方的な教育政策（振興計画）を正当化する法律へと、根本的に変質させてしまう危険な企みといわざるを言えません。

（七）憲法との関連を削除？

最後に指摘しておくべき点は、憲法との関連です。現行教基法は、「（憲法）の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきもの」とし、「日本国憲法の本質に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」として、憲法との関連を明記し、教基法が教育の根本法、「準憲法」であることをも明確にしています。しかし「中間報告」は、その「検討」をあげています。何とかそれを取り除きたいのが本音ではないでしょうか。

それは、何よりも、この教基法の改正が、憲法改正への突破口として位置づけられている点からも言えるでしょう。憲法第9条の改編を中心として、今憲法改正が、どんどん現実の政治課題へと押し上げられてきています。内容から見ても、また時間的に見ても教基法改正はその前哨戦であり、政府、与党、さらには民主党までが、この改正に踏み切ろうとしています。

具体的な改編のねらいを明確にすることで、教基法改正への批判を強めていきたいものです。